

第30回群馬県スポーツ少年団中学生柔道交流大会実施要項

1 趣 旨

県下の柔道を愛好するスポーツ少年団員を一堂に会し、技術の向上と参加者の親睦を図り、少年の健全育成と柔道の普及・振興に寄与することを目的とする。

2 主 催

公益財団法人群馬県スポーツ協会 群馬県スポーツ少年団

3 後 援

群馬県 群馬県教育委員会 群馬県柔道連盟 (公財) 群馬県防犯協会
(公社) 群馬県柔道整復師会 群馬テレビ 上毛新聞社

4 主 管

群馬県スポーツ少年団柔道専門部会

5 日 時

令和8年9月13日(日) 役 員 集 合 : 7時50分
開 場 : 8時00分
審判監督会議 : 9時00分
開 会 式 : 9時30分

6 会 場

ALSOKぐんま総合スポーツセンター ぐんま武道館 第1道場
(〒371-0047 前橋市関根町800 番地 TEL: 027-234-5555)

※受付は第1道場内となります。

7 参加資格

- (1) 監督・コーチ・選手は日本スポーツ少年団に登録済みであること。
- (2) 単位団として少なくとも2名のスポーツ少年団の理念を学んだ指導者(スタートコーチ(ジュニア・ユース)、スポーツコーチングリーダー等)が在籍しており、監督及びコーチはスポーツ少年団の理念を学んだ指導者であること。
- (3) 選手は中学1年生から中学3年生の男女とする。
- (4) スポーツ傷害保険に加入済みであること。
- (5) 保護者の承諾を得ている者。(承諾書は当日朝受付に提出)
- (6) 重複した団体からの出場は禁止する。

8 競技方法

- (1) 各学年別とも体重別の個人戦で、トーナメント戦により行う。
但し、人数が少ないときは、リーグ戦により行う。
- (2) 体重別の試合とし、体重区分・組合せについては本部一任とする。
- (3) 競技時間は3分間とする。

9 審判規定

- (1) 最新の国際柔道連盟試合審判規定及び少年大会試合審判規定を適用する。
- (2) 勝負の判定基準は、「一本」「技有」「有効」「僅差(指導差2)」「旗判定(スコアが同等もしくは指導差1の場合)」により勝敗を決する。(GSは行わない。)

10 表 彰

各種別とも優勝・2位・3位に賞状及びメダルを贈呈する。

11 参 加 料

1人1,000円(当日受付で納入する。)

12 参加申込先

(1) 各単位団

「柔道専門部会事務局」及び「市町村スポーツ少年団事務局」へ申込書 Excel データ及びスポーツ少年団登録システムの名簿データを令和8年7月29日(水)までにメールにて送信すること。

(2) 各市町村スポーツ少年団事務局

申込書を取りまとめ令和8年8月5日(水)までに下記専門部会事務局あてメール(Excel データ)にて申し込むこと。

※申込み締め切り以後は一切受け付けない。

※手書きでの申し込みは受け付けない。必ず Excel データで申し込むこと。

※申込書は「群馬県スポーツ協会」ホームページからもダウンロードできます。

○大会問い合わせ・申込先

群馬県スポーツ少年団柔道専門部会

事務局 林 克彦 宛

携 帯：090-7004-8035

E-Mail：the523comet@gmail.com

13 組み合わせ

令和8年8月16日(日)事務局(柔道専門部会員)による責任抽選とする。

14 その他

(1) 選手の体重申告は、必ず正確にすること。体重等において、著しく要項に反する行為が認められた場合は、その単位団に1年間の出場停止処分等を課するものとする。

(2) 脳振盪対応について、選手および指導者は下記事項を遵守すること。

ア 大会前1ヶ月以内に脳振盪を受傷した者は、脳神経外科の診察を受け、出場の許可を得ること。

イ 大会中、脳振盪を受傷した者は、継続して当該大会に出場することは不可とする。

なお、至急、脳神経外科の専門医の精査を受けること。

ウ 練習再開に際しては、脳神経外科の診断を受け、許可を得ること。

エ 当該選手の指導者は大会事務局及び全柔連に対し書面により事故報告書を提出すること。

(3) 大会における怪我などについては、主催者側は応急処置のみとする。

(4) 各団体において引率できる監督及びコーチは3名までとし、男女とも同じ人物とすること。

(5) 監督・コーチは当日配付されるネームシールを左胸に貼付すること。

(6) 全日本柔道連盟からの通達による「コーチの振る舞い」を守ること。

(7) 試合場には選手・大会役員・審判員・係員・報道記者以外は入れない。

なお、監督・コーチは審判員に準じた服装とする。

(8) 個人情報保護の観点から大会の記録映像等をSNS等にアップロードしないこと。

(9) ゴミは各団体で持ち帰ること。

(10) 貴重品は各自で管理すること。

(11) その他詳細について不明な点があれば大会等問合せ先へ問い合わせをすること。